

建不第359号
令和2年6月16日

各関係団体の長様

千葉県県土整備部建設・不動産課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する感染拡大予防ガイドライン等の定着に向けた取組等について(通知)

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。
県では、今後、県民や事業者の皆様が「新しい生活様式」や業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドライン等を実践し定着させることによって、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく必要があると考えています。

つきましては、下記について、貴団体の会員に対して、改めて周知いただきますようお願いいたします。

記

1 「新しい生活様式」の実践について

千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/newlifestyle.html>

2 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/> ※ ガイドラインは随時更新されています

【参考】小規模事業者持続化補助金(独立行政法人 中小企業基盤整備機構)

業種別ガイドラインに沿った感染対策への投資について最大50万円の事業再開枠が設けられており、重点的な感染対策が必要な業種については、補助金の上限が更に50万円上乗せ(最大200万円)されることとなっています。

詳細はホームページをご確認ください。

URL : <https://seisansei.smrj.go.jp/>